

ペットは 愛情と責任を持って 飼いましょう

ペットは大切な家族です。

ペットの飼い主やこれから飼い主になる人は、近隣住民に迷惑をかけないように、動物の本能や習性を十分に理解し、適正な飼育を心がけましょう。
最後まで愛情と責任を持って飼いましょう。



🐾 ペットをこれから飼おうと考えている方へ

■ペットとの約束～ペットを迎える前に確認を～

- ▽これから数年～数十年、毎日世話をしてくれますか
- ▽寿命が来るまで、面倒をみてくれますか
- ▽健康に気を配ってくれますか
- ▽いつもきれいにしてくれますか
- ▽快適に暮らせるように考えてくれますか
- ▽周りに迷惑をかけないようにしてくれますか
- ▽いつでも変わらずに愛してくれますか



出典：環境省「ほんとうに飼えるかな？」

🐾 ペットを飼っている方へ

■飼育マナーを守りましょう

●動物の習性を理解しましょう

ただかわいがるだけが愛情ではありません。人に危害を加えたり、無駄吠えなどで周囲に迷惑をかけることがないように、きちんとしつけを行いましょう。

●放し飼いはやめましょう

放し飼いは、近隣住民に迷惑をかけるだけでなく、ペットの命を危険にさせる行為です。絶対にやめましょう。

●ふんやおしっこの後始末は飼い主が責任を持って行いましょう

歩道などにペットのふんやおしっこが放置されており、近隣の住民や通行人が困っています。きちんと処理しましょう。
※市はふんの被害で困っている方に、無料で看板を提供しています。

●飼育数をコントロールしましょう

不幸な命を増やさないために、避妊・去勢手術を適切に行いましょう。ペットの病気のリスク軽減にもつながります。

ペットの飼い方などは
こちらから



市の看板

犬を飼っている方へ

▽狂犬病予防法で、生後3カ月を過ぎた犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

※飼い犬が死亡した場合は、市役所1階生活環境課に届け出ください。

▽柵やおりなどの囲いの中か、固定した物に鎖などでつないで飼うように義務付けられています。

▽安全のため、必ずリードを付けて散歩をしましょう。ふんは放置せずに、責任を持って持ち帰るほか、おしっこはペットボトルなどを持ち歩き、水で流しましょう。



猫を飼っている方へ

▽猫の安全のためにも室内で飼育しましょう。猫は自由に放して飼育する方がいいと考えている方もいますが、元来猫はなわばりを作って生活する生き物です。家の中をなわばりと決めてしまえば、外に出たいという欲求は弱まります。

▽きちんとトイレを用意して、決まった場所でさせましょう。

◆野良猫に餌を与えている方へ

野良猫に安易に餌を与えると、周囲に猫が住みつき、過剰な繁殖や近隣の敷地内へのふん被害などにより近隣の方とトラブルに発展する可能性があります。絶対にやめましょう。

そのほか

犬や猫以外の動物を飼っている方へ

▽動物の本能や習性はさまざまです。小動物、鳥、魚、爬虫類^{はちゅう}などのペットが逃げ出さないよう、適切なおりなどで飼育しましょう。

▽思ったよりも大きくなりすぎた、手に負えなくなったなどの理由で、魚や爬虫類などを池などに放す行為は絶対にやめましょう。放されたペットが不幸になるだけでなく、生態系の破壊につながります。



■マイクロチップ登録制度

令和4年6月1日より、ブリーダーやペットショップなどで販売される犬や猫のマイクロチップの装着が義務化されました。マイクロチップには所有者の住所、氏名が登録されます。
※現在飼育している犬や猫にマイクロチップを装着する義務はありません。

●問い合わせ先 生活環境課 (☎ 37-2143)